

政策レビュー及び第 3 期の知的財産戦略の在り方について (討議用資料)

平成 20 年 11 月 27 日

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

① 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点 1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

【評価の概要と課題】

- 企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国において発明を低コストでかつ迅速に保護・活用するため、世界特許システムの構築がますます重要となっている。
- これまで、特許審査ハイウェイ (PPH) の開始、日米欧三極特許庁間での共通出願様式の合意等の一定の成果。
- しかしながら、総じて、世界特許システムの実現に向けた道のりの緒についた段階であり、以下に例示するとおり、今後取り組むべき課題は多い。
 - ・ 特許審査ハイウェイ (PPH) については、取組が本格化しつつあるところ、今後、更なる対象国の拡大、運用面での利便性の向上が必要。
 - ・ ワークシェアリングの実効性を上げるために必要な審査基準及び審査判断の質の調和については、議論が始まった段階。
 - ・ 実体特許法条約については、究極的には世界特許システムの構築の上で必要不可欠な要素であるが、グレースピリオドの取扱い等をめぐり、米欧間の交渉が難航。
 - ・ 世界特許システムを支えるインフラである電子出願書類処理システムは未だ整備されていない。

(ワークシェアリングの拡大)

- 2006 年度以降、第 1 庁で特許となった出願について第 2 庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイ (PPH) の対象国を順調に拡大。利用者からは、「早期に権利を取得することができ有効」、「特許庁に対する手続の回数が少なくて済んだ」との評価あり。また、他国特許庁の審査結果を利用することにより、我が国特許庁の審査負担の軽減にもつながっている。
- 他方、 PPH の更なる拡大が必要。また、PPH の利便性向上（例えば、請求項の同一性の判断基準の不一致、PPH 申請手続の不一致等の改善）に関する要望も寄せられている。
- ある試算によると、各国へ直接出願するルート（パリルート）と特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度を利用したルートでは、後者の方がコストは安く（5 か国に出願した場合；【図表 4】参照）、PCT の利用数も多くなっている。PCT は国際調査報告（国際出願に対する国際調査機関が行う先行技術調査結果の報告であり、国際公開時に添付される）、国際予備審査報告（国際予備調査機関が行う審査結果の報告であり、国際出願が各国での手続に入る前に出願人の請求に応じて作成される）の制度を備えており、ワークシェアリングを行うに際し有効な基盤となり得る。また、国際出願に関するサーチレポート作成と当該国際出願の基礎となっている国内出願の審査を同時に行うことにより、重複作業が軽減され特許審査の迅速化につながる。これまでも PCT に基づく国際出願料の引下げ等を行ってきたが、今後も、PCT の利用拡大に向けた取組の拡充が必要。
- ワークシェアリングの効率を最大化するためには、審査基準や審査の質の調和も重要な要素であり、日米欧三極特許庁間での審査協力を更に深化させ、三極の活動の成果を他国へも拡大していくなどの実質的な相互承認に向けた取組が必要。また、先行技術文献が各国に偏在している（例えば、ある技術分野については多くの先行技術文献が日本語文献として日本に存在し、他の技術分野については英語文献として米国に存在するという状況がある）ことがワークシェアリングを行う上での障害の一つとして指摘されている。

(特許制度の国際調和)

- 日米欧三極特許庁の間で合意した共通の出願様式については、当該三極共通様式の早期導入及び三極以外への拡大が求められる。また、請求項の記載形式など、三極共通様式に盛り込まれなかった事項についても、その統一に向けた取組が必要である。
- 実体特許法条約（SPLT）の実現に向けた議論については、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までの認められる猶予期間；米国は 12 か月、欧州は 6 か月）や 18 か月公開の例外制度（米国においては国内のみの出願に関しては 18 か月公開の対象と

しないことも可能であるが、欧州はこのような米国の例外的扱いの廃止を主張)の問題等に関し、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉が難航しているが、米国の特許法改正の動きをとらえ、我が国が主体的に各国に働き掛けていくことが必要。

(国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善)

- PCT に基づく国際出願の利便性の向上等を図るため、補正手続の電子化等の電子出願システムの改善が必要。
- また、出願人の利便性向上を図る観点から、現在、日本を含めた少数の国・地域間でしか実施されていない優先権書類の電子的交換を他の国に対しても拡大することが必要。

視点 2：アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

【評価の概要と課題】

- アジア地域の知財制度・運用の改善については、経済連携協定（EPA）への知財関連条項の盛り込み、人材育成や知財庁の情報システム構築への支援等を行ってきたところ。
- しかしながら、アジア地域における出願数が増加の一途にある中、我が国企業が当該地域において円滑な知財活動を行うに当たって支障のない程度まで知財制度やその運用体制が整備されているとはいえない状況。
- また、アジア地域以外にも、経済発展が著しく、かつ、我が国企業が進出を予定している国・地域が存在するにもかかわらず、これらの国・地域に対する我が国事業者の海外出願戦略が欠けており、我が国からの知財制度等の整備に向けた支援はほとんど行われていない。

（制度・運用面での改善）

- ・ TRIPS 協定の発効（途上国は 2000 年に履行義務発生）により、途上国においても最低限の制度は整備され、経済連携協定（EPA）の締結を通じ、TRIPS 協定に規定されている以上の水準の制度が担保されている。
- ・ 我が国企業の諸外国における知的財産の効率的な取得及び円滑な活用を促進するためには、EPA の締結のみならず、当該国・地域に対して、制度・運用面での改善を二国間ベースで働き掛けていくことが引き続き必要。

（人材育成・情報化システム構築への支援）

- ・ 我が国の延べ 3 千人近くに上る研修生の受入れや情報システム構築への支援により、アジア地域等における基礎的なインフラは整備されつつあり、円滑かつ公正な権利取得がある程度可能となったとの意見もある。例えば、フィリピンの出願事務処理システム（2003 年度）、タイの出願事務処理システム（2005 年度）が構築され、インドネシア及びベトナムでは、2007 年 2 月から、電子図書館（IPDL）のサービスが開始されたが、これには我が国からの支援が寄与していると見られる。
- ・ 日本弁理士会では東南アジア地域の代理人を対象とした実務者向けセミナーを開催（2004 年度はシンガポールで開催し、15 ヶ国 145 名参加；2006 度はベトナムで開催し、15 ヶ国 85 名参加）するなど、政府レベルだけでなく民間レベルでの人材育成も行われてきた。

- ・ しかしながら、当該地域においても特許出願数が増加する中、我が国出願人がこれらの地域において効率的に権利を取得するためには、引き続き、制度・運用体制の整備に向けた支援が必要である。

(急速な経済発展を遂げている国・地域への対応)

- ・ 日本政策投資銀行の調査【図表 5】によると、ロシア、インド、中国での事業展開の拡大を予定している企業は多く、特に、インドやロシアに対しては、その企業数が前年に比べ増加している。他方、これらの国における特許出願件数をみると、中国について米国からの出願数よりも日本からの出願数が多いものの、インド及びロシアについては米国からの出願数よりも日本からの出願数は少ない【図表 6】。また、これらの国における知財制度等に関する情報が入手しにくいとの意見も多い。企業における海外出願戦略に依存するところが多いが、知財が威力を発揮するのは出願から 10～20 年後であることを踏まえれば、中長期的な視点から、これらの国・地域における権利取得を促進することが必要。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

政策目標

世界各国での低コストでかつ迅速に質の高い特許取得を可能とする世界特許システムの構築に向け、実質的な相互承認を実現すべく、ワークシェアリング、制度調和、国際的な情報システムの整備等について我が国がリーダーシップを発揮する。

評価指標：特許審査ハイウェイ（PPH）の利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート調査）

評価指標：PCTに基づく国際出願手続の見直し状況

評価指標：外国先行技術文献を検索する環境の改善に向けた取組状況

評価指標：実体特許法条約の実現に向けた取組状況

評価指標：国際的な電子出願書類処理システムの改善に向けた取組状況

【アジア地域等における知的財産制度の整備】

政策目標 1

制度・運用改善の働き掛けや人材育成等への支援を通じて、アジア地域における我が国事業者等の円滑な知的財産活動のための環境を整備する。

評価指標：我が国企業のアジア地域における知的財産活動に関する環境の整備状況に対する満足度（アンケート調査）

政策目標 2

経済発展が著しく、かつ、我が国企業が事業展開を予定している国・地域（インド、ブラジル、ロシア等）も視野に入れた国際的な知的財産取得戦略を我が国産業界に浸透させるとともに、知財制度や運用体制の整備に関する支援について、それらの国・地域へも対象を拡大する。

評価指標：経済発展が著しい国・地域（インド、ブラジル、ロシア等）に対する我が国からの知的財産の出願数

評価指標：それらの国・地域に対する我が国の人材育成等に関する支援の状況

評価指標：我が国企業ของそれらの国・地域における知的財産活動に関する環境の整備状況に対する満足度（アンケート調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間で PPH に関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からの PPH に関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○ワークシェアリングの実効性を向上させるための審査基準・審査判断の調和

ワークシェアリングの実効性の向上を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査基準、審査の質の調和に取り組む。

○海外先行技術文献の検索環境の整備

英語圏の先行技術文献だけでなく、韓国、中国の先行技術文献をも国内先行技術文献と同時に検索できる環境の整備に向けた取組を推進するとともに、日米欧三極特許庁間でのワークシェアリングのための適切な先行技術文献検索環境の整備に向けた議論を進展させる。

○制度調和に向けた議論の促進

米国が先願主義への移行に柔軟な姿勢を見せている絶好の機会をとらえ、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

PCT に基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCT に基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCT に基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCT を管轄する WIPO に対する我が国の関与を強化する。

【アジア地域等における知財制度整備】

○アジア地域に対する人材育成等に関する支援

相手国のニーズや環境整備の状況等を踏まえつつ、アジア地域における人材育成、審査協力、情報化システム等に関する支援を引き続き実施する。

○経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

○経済成長の著しい国に対する支援の拡大

我が国産業界の出願動向等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）に対する知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する。

② 知的財産の権利付与の迅速化

(i) 施策の成果に対する評価

視点 1：審査請求、審査件数の現状を踏まえ、今後の特許審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

【評価の概要と課題】

- 特許審査の迅速化は、重複研究の排除、技術開発競争の活性化等を通じ我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要。また、我が国の審査結果を早期に発信することにより、国際的なワークシェリングの推進に対する我が国の貢献を示すことができ、我が国出願人にとっても海外での円滑な権利取得につながることを期待できる。

- 2013年に特許審査待ち期間を11か月に短縮するという長期目標（2004年度に設定）の達成に向け、官民挙げての総合的取組を推進してきた結果、審査請求期間の短縮（7年から3年へ変更）により審査請求件数が高水準で推移する中においても、これまで短期的目標を着実に達成し、2007年度は審査待ち期間を28.3か月にとどめた。また、本年度から審査請求件数を一次審査件数が上回る見込み。

- 上記長期目標を達成するためには、審査請求率がこれまで高い水準で推移してきていること等を踏まえつつ、審査処理の迅速化に向けた取組の更なる強化が不可欠。

- ・ 審査請求期間の短縮に伴い、出願人側で出願内容を精査し、審査請求を行うか否かを判断する時間が短くなったことにより、55%前後で推移してきた審査請求率が66%台へと上昇し【図表9】、審査請求件数が増加【図表7】。
- ・ このような中、任期付審査官の採用、検索外注の拡大を含めた審査処理能力の強化、企業における出願・審査請求構造の改革など、目標達成に向け、官民挙げての総合的施策を講じてきた。
- ・ 審査官一人当たりの審査処理能力が向上し、特許庁全体としての審査処理能力も2007年度は対2003年度比で約140%（一次審査件数ベース）へと向上【図表12】。2006年8月から1年間実施した審査着手前の出願取下げ・放棄に対する審査請求料の全額返還措置の際には、出願人により、24,087件の取下げ・放棄がなされた。
- ・ 一連の施策の結果、審査請求件数が高い水準で推移している中においても、毎年度、

短期目標を着実に達成し【図表 1 2】、2007 年度は審査待ち期間を 28.3 か月にとどめた。

- ・ 本年度は、2004 年度に設定した中期目標（審査待ち期間がピークを迎える 2008 年度においても 20 か月台にとどめる）の達成年度であるが、この中期目標達成に向け、審査迅速化に向けた総合的施策を推進中。また、本年度から、審査請求件数と一次審査件数とが逆転し、これまで蓄積された滞貨(2007 年度末で 91 万件)の取り崩しが始まる見込み。
- ・ 米国、欧州における審査待ち期間が長くなり、我が国の審査待ち期間と近くなっているが【図表 1 0】、審査の迅速化（権利の早期確定）は、我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要な課題。
- ・ 66%台という高い水準で審査請求率が推移してきたことによる審査待ち件数（滞貨）のこれまでの蓄積、5 年という残された期間を考えれば、2013 年に審査待ち期間を 11 か月に短縮するという目標を達成するためには、審査処理迅速化に向けた取組の更なる強化が不可欠。
- ・ 引き続き審査体制の強化を図るとともに、一次審査時の拒絶理由通知に対して意見書・補正書の提出なく拒絶に至る出願等が多いことにかんがみ【図表 1 3】、出願人による無駄のない戦略的な権利取得を支援する取組の強化が必要。また、他国の審査結果を利用することにより審査処理の迅速化を図る観点から、特許審査ハイウェイの対象国の拡大等を図ることも重要。

視点 2：植物品種登録出願件数の増加が見込まれる中、今後の植物品種登録出願の審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

【評価の概要と課題】

- 植物品種登録制度に関しては、2005 年度には 3.2 年であった審査期間を 2007 年度には 2.9 年にまで短縮し、本年度には、審査期間を 2.5 年にするという目標達成が見込まれる。
- 2010 年度までに出願件数が 2000 件まで増加することが見込まれるところ、平均審査期間を 2.5 年に維持するためには、更なる審査の効率化が不可欠。

- ・ 2008 年度までに平均審査期間（出願から登録までに要する期間）を世界最高水準の平均 2.5 年に短縮するため、審査官の増員、品種登録迅速化総合電子システムの導入などの取組を実施。
- ・ 平均審査期間は、2003 年度に 3.1 年であったが、2007 年度には 2.9 年度まで短縮され、本年度、目標達成が見込まれている。
- ・ 2010 年度までに品種登録出願数が 2000 件に増加することが予想されるが、我が国の農

林水産業の発展を図る上では品種登録出願の審査処理の迅速化は重要な課題であるため、審査期間の長期化を防止し、平均審査期間 2.5 年という目標は維持する必要がある。

- 当該目標の達成のためには登録品種等の画像データベースの構築、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大など、審査効率化に向けた取組を更に強化することが必要。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

【特許審査処理の迅速化】

政策目標

特許審査処理迅速化に向けた取組を強化することにより、2013年に審査待ち期間を11か月に短縮するとの長期目標（2004年度に設定）を達成する。

評価指標：特許審査待ち期間

評価指標：審査体制の整備状況

評価指標：出願及び審査請求構造の改革支援策の取組状況

評価指標：出願数、審査請求率、一次審査処理件数、特許査定率

【植物品種登録出願の審査期間維持】

政策目標

出願数の増加が見込まれる中、2013年度まで、品種登録審査期間を2.5年以内に維持する。

評価指標：出願件数、登録件数、平均審査期間

評価指標：総合電子システムの整備状況

評価指標：海外審査機関との審査協力の取組状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

【特許審査処理の迅速化】

○ 特許審査体制の強化

審査待ち期間の短縮に向けて、必要な審査官を増員するとともに、専門補助職員（先行技術調査等を行う補助職員）の採用の拡大など、審査官が最大限の能力を発揮できる環境を整備する。

○ 出願・審査請求構造改革を促進するための環境の整備

無駄のない戦略的な権利取得を促進するため、特許電子図書館（IPDL）の検索機能の向上や審査官と同じ検索端末の提供の拡大を通じた、質の高い先行技術調査を可能とする環境の向上、及び特許戦略ポータルサイト（自社の出願件数や審査結果等に関する「自己分析データ」が入手可能）の充実に取り組む。審査請求後の出願取下げの検討を促す観点から、「特許審査着手見通しリスト」に他国特許庁の審査結果に関する情報及び第三者による情報提供（刊行物等提出書による先行技術文献の情報提供等）の有無に関する情報を付加する

など、「特許審査着手見通しリスト」の更なる有効活用策を検討し、措置を講ずる。

○ 審査請求料返還制度の再検討

出願人による出願取下げを促進するため、一次審査前の出願取下げに対して審査請求料を半額返還するという現行制度について、拙速な返還額の増加による出願人のモラルハザード（例えば、恒常的に全額返還を行う制度とした場合、ひとまず審査請求し、後で取下げればよいとの動機付けとなるおそれがある）の問題に留意しつつ、返還額の設定の在り方について再検討を行う。

○ 特許審査のワークシェアリング効果の最大化

他国の審査結果の利用により、審査の迅速化を図るため、特許審査ハイウェイの対象国の拡大及びネットワーク化に向けた国際議論をリードし、ワークシェアリング効果の最大化に向けた国際協力体制の構築を推進する。

【植物品種登録出願の審査期間の維持】

○ 植物品種登録に係る審査の効率化

審査の効率化を図るため、登録品種の画像データベースの構築を始めとした審査登録業務迅速化のための総合電子システムの整備、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大等を推進する。

③ 知的財産の安定性・予見性の向上

(i) 施策の成果に対する評価

視点：知財高裁を始めとした紛争処理手続は、知的財産の安定性・予見性の向上の観点から見て、適切に機能しているか。

【評価の概要と課題】

- 知的財産を事業競争力の源泉と位置付けるとともに、知的財産を有効に活用する研究開発活動及び事業活動を推進するためには、権利の安定性・予見性を確保することが不可欠。
- 知的高裁の設置を始めとした一連の施策により、裁判所における平均審理期間が短縮されるとともに、権利の予測可能性についても「高まった」との一定の評価がある。
- 技術的専門性の高い事件の的確な処理は不断の努力が求められる課題であり、長期的視点に立って裁判官の育成を図る一方で、裁判官を技術的側面から補佐する専門委員制度等の効果的活用が必要。
- また、裁判所の判決数において特許権が無効とされる事件の占める割合が増えているところ、ビジネスリスクの低減を図るため、無効とされた原因について分析を行うとともに、特許庁における審査の質を確保するための取組の強化が必要。

(裁判所における紛争処理機能の強化)

- ・ 2005 年の知的財産高等裁判所の設置を始めとして、知的財産に関する訴訟事件を専門的に扱う組織が整備されるとともに、知財関係事件を審理する裁判官数の増員、事件に対して技術的なアドバイスを行う専門委員制度の導入など、体制面での強化が図られた。
- ・ 裁判所における審理の迅速化に関しては、知財高裁及び地方裁判所における平均審理期間は、それぞれ短縮された【図表 1 6】。
- ・ 裁判所における審理の質に関しては、日本経済団体連合会の行ったアンケート（2008 年 3 月）によれば、知的財産の保護（権利化や権利行使など）に関する予測可能性が「高まった」と回答した企業の割合は 42%であった【図表 1 7】。知財高裁の大合議については、知財高裁各部の部総括裁判官等で構成されるものの、実務上、知財高裁の全裁判官による研究会等を通じて知財高裁の全裁判官で議論を尽くすという運用がなされているた

め、大合議の判断は安定性があり、裁判の予測可能性を高めているとの評価がある。

- ・ 審理の質の追求は不断に努力すべき課題。特許侵害訴訟において特許無効の抗弁が認められるようになってから、無効抗弁がなされる事件の割合は増加し、技術的事項について判断すべき場合が多くなっている。また、技術説明会での議論において、裁判官がより実質的に参加し、自己の意見を開示するなどして審理を一層充実したものとすべきとの意見がある。このように、裁判官には更なる技術的専門性の向上が求められているが、いかに優れた技術者であっても、訴訟の場で問題になるすべての先端技術に精通することは不可能であるという実態もある。なお、当事者代理人の技術的専門性の向上こそが必要との指摘もある。
- ・ 我が国においては、法科大学院における入学者の 3 割以上を学部段階において法律以外の専攻分野を修めた者や実務の経験を有する者などとするよう努めることが求められており（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）、一部の法科大学院（東京大学、明治学院大学）では理系学部出身者等に対する特別枠が設定されているが、入学者のうち理系学部出身者が占める割合は 2005 年度 7.8%であったのに対し、2007 年度は 4.8%へと減少した。また、実際に技術的素養を有する司法試験合格者を裁判官として採用したとしても、裁判官としての一定の知識・経験がなければ、その裁判官が即座に知財訴訟の場で活躍できるものではない。知的財産に関する充実した識見を備えた裁判官の育成には、長期的視点が不可欠である。
- ・ また、裁判官を補佐するため、従来から調査官制度があるが、米国連邦巡回裁判所のロークラーク数と単純比較すると、調査官の数は少ない【図表 1 8】。なお、図表中の注釈にあるとおり、調査官とロークラークとでは、経歴、資格要件が異なり、その数のみで単純比較はできない点には留意が必要。
- ・ 2004 年度に専門委員制度が新たに導入された。専門委員制度に関しては、判決数に比して事件に関与した専門委員の延べ人数が少ないこと、一つの事件に対して複数人の専門委員が選定されることにかんがみれば、専門委員が関与した事件数の割合は少ないと推測される。これまでも、専門委員の増員や専門委員及び裁判官が参加して事例研究を行う「専門委員実務研究会」の開催などの取組が行われてきたが、引き続きかかる取組を強化し、専門委員の効果的活用を図るべきである。

（裁判所における特許権の無効）

- ・ 日本経済団体連合会の行ったアンケートによれば、知的財産の保護（権利化や権利行使など）に関する予測可能性が「低くなった」と回答した企業の割合は 12.3%であるが、その回答の主な理由として、裁判所で特許権が無効となるケースの増大が挙げられている。
- ・ 2000 年 4 月の「キルビー特許事件」の最高裁判決（「特許侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができる」旨判示し、侵害訴訟において特許の有効性は判断できないという従来の実務を変更し

た)以降、裁判所における特許侵害訴訟において、特許権が無効とされる割合は増加【図表19】。一方で、地方裁判所における特許侵害訴訟の新受件数は、2004年度まで増加したが、以降、減少若しくは停滞気味であり、この原因を裁判所で特許権が無効となるケースの増大に求める向きもある。

- ・ しかし、権利者側敗訴の割合は平成12年以降、ほぼ横ばいともいえ、そもそも訴訟に至る以前にライセンス等が行われており、訴訟となる案件は氷山の一角に過ぎず、仮に訴訟となったとしても、判決に至る前に和解で終結するケースも多い【図表21】ことにも留意すべきとの意見もある。
- ・ 特許権が無効となるケースについては、更なる原因の分析が必要であるが、①特許庁の審査段階で発見できなかった先行技術文献の事後的な提出、②特許庁と裁判所の特許性(進歩性等)の判断の齟齬の可能性が原因としてまず考えられる。ビジネスリスクの低減は重要な課題であるところ、無効となるケースの詳細な分析を進めるとともに、特許庁における審査の質の確保を図るための取組を強化すべき。

(特許庁における審査の質の確保)

- ・ 本年度、特許庁は、企業や大学等の研究者・技術者等からなるコミュニティが特許出願に対してレビューを行い、その結果(特許審査上有益な先行技術文献)を特許庁に提出するコミュニティ・パテント・レビュー(CPR)を試行中である。また、国内外の特許文献と非特許文献をシームレスに検索できるような先行技術文献の検索環境の整備について検討中である。
- ・ また、2004年度に異議申立制度(付与後異議制度)が無効審判により代替可能であるという理由等により廃止されたが、無効審判の件数は付与後異議制度の廃止に伴い伸びていない(無効審判請求件数は2003年度の254件から2004年度の358件へと増加した後、減少傾向；異議申立件数は、2003年度は3,896件)。産業界からは、無効審判は、(i)特許の無効を訴えるに当たり審判請求人として身元を明示する必要があること、及び当事者対立構造をとるため負担が大きいことから、従来の異議申立制度と比較すると利用しにくいとの理由、(ii)早期審査及びスーパー早期審査の利用、並びに審査待ち時間の短縮が進み、特許出願の審査に有益と考えられる情報提供の機会が第三者に与えられることなく、公開前に特許付与されるケースが増大することが今後予想されるとの理由から、異議申立制度の必要性について再検討すべきとの意見がある。
- ・ 裁判所と特許庁の特許性に係る判断の齟齬に関しては、これまでも特許の有効性に関して裁判所と特許庁の判断が食い違った案件については、その原因を分析し、審判官にフィードバックを行うことで、特許庁における審判の質の向上に役立てている。
- ・ また、審査、審判、裁判における判断の調和を図るべく、司法関係者、法学者等をも構成員とする「審査基準専門委員会」が本年度から産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置されており、当該委員会が有効に機能することが期待される。

(裁判外紛争処理手続の利用)

- 裁判外の紛争処理手続については、日本司法支援センターや日本知的財産仲裁センター等により、その利用促進を図るべく、周知活動が行われてきた。知財に関する裁判外訴訟手続の利用件数は、知財仲裁センターにおける件数を見る限りでは、近年はほぼ横ばい傾向である【図表 2 2】。
- 裁判外紛争処理手続は、柔軟性、専門性、迅速性、非公開性等のメリットを有している。これらのメリットを一層活用し、利用者ニーズに合った紛争処理サービスの提供を図ることが望まれる。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

【裁判所における紛争処理機能の強化】

司法への期待

長期的視点に立った知的財産に関する充実した識見を備えた裁判官の育成や調査官制度・専門委員制度の更なる効果的な活用を通じて、技術的専門性の高い事件の的確な処理が図られ、権利の安定性・予見性を高めるための審理の質が確保されることを期待する。

【特許庁における審査の質の確保】

政策目標

ビジネスリスクを低減するため、次の取組の強化を通じ、特許庁における審査の質を確保し、特許権の安定性・予見性を向上させる。

- ① 審査における外部知見の活用
- ② 先行技術文献の検索環境の整備
- ③ 審査、審判、裁判の判断の調和

評価指標：特許異議申立制度の検討状況

評価指標：国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の構築に向けた取組状況

評価指標：産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会審査基準専門委員会の活動状況

評価指標：特許庁の審査の質、特許権の安定性・予見性の向上に関する利用者の満足度（アンケート調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 特許異議申立制度の検討

出願公開前に特許付与される案件が増加傾向にあることも踏まえ、特許権の安定性確保の観点から、異議申立制度の必要性について改めて検討を行う。

○ 国内外の特許文献と非特許文献のシームレス検索

2014 年稼働予定の特許庁の新検索システムにおいて、国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索を実現するために、文献情報の収集・蓄積、検索ツールの検討・開発など、必要な取組を着実に進める。

○ 特許審査基準の点検・見直しを通じた判断の調和

司法関係者、弁理士、法学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」による定期的かつ透明性の高い審査基準の点検メカニズムを早期に定着させ、審査、審判、裁判における判断の調和に資するべく、このメカニズムを活用し、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要な見直しを行う。特に、産業から関心の高い進歩性の判断基準から、早期に点検を行う。

○ 特許権侵害訴訟において特許が無効とされた事案の研究

特許権侵害訴訟において特許が無効とされる事案を調査して、特許権が無効になる原因を分析し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

④ 新技術等の知的財産の適切な保護

(i) 施策の成果に対する評価

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間の見直しは適切に行われているか。

【評価の概要と課題】

- 医療分野における特許保護範囲の拡大、実用新案制度の改革、地域団体商標の導入など、知財制度及びその運用については、これまでも随時見直しを行ってきたところ。
- 今後とも、透明性の確保に留意しつつ、技術革新や市場変化の動向、国際動向等に迅速かつ適切に対応し、保護対象等について不断の点検・見直しを行っていくことが必要。

(特許の保護)

- ・ 医療分野については、諸外国の情勢、技術革新や市場の動向を踏まえつつ、審査基準の改訂を実施。その他の分野についても、昨年の分野別知的財産戦略の策定等を通じ点検を実施。
- ・ 特許権存続期間延長制度については、現在、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループにおいて、総合的な検討を実施中。
- ・ 本年度から産業構造審議会に設置された審査基準専門委員会により、特許審査基準及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ定期的に実行されることが期待される。

(実用新案の保護)

- ・ 1994年に無審査登録制度に移行して以降、実用新案に係る出願件数は減少の一途をたどっていたが、制度改正により、2005年度には対前年度約40%増の11,386に増加する【図表23】など、産業界のニーズに合致した制度運用がなされているものと見られる。

(デザインの保護)

- ・ 欧州、米国と同様に画面デザインを保護の対象とするなど国際動向を踏まえた制度改正を実施。
- ・ 本年度の産業構造審議会における意匠審査基準WGの設置により、意匠制度及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ定期的に実行されることが期待される。

(植物新品種の保護)

- ・ 国際動向やビジネス実態の動向等を踏まえ、数次にわたり制度改正を実施。
- ・ 例えば、育成者権の加工品にまで拡大については、小豆の登録品種「きたのおとめ」及び「しゅまり」の加工品の輸入が阻止されるなど、実際上の効果も上がっている。

(ブランドの保護)

- ・ 地域団体商標については、着実に登録件数が伸びているものの、当該地域ブランドの保護・活用については、戦略性の欠如等により、これまでのところ大きな経済効果をもたらしていないとの指摘もある。また、地域団体商標は商品の品質までも審査・保証する制度ではないが、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える（GI）制度について、WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ検討することが必要。
- ・ 国際的な制度調和の観点や小売業に対する利便性の観点から、小売等役務商標制度が導入された後、当該制度を利用した商標登録は約 7,700 件に上っている。
- ・ 現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音、動き、ホログラム等の新たなタイプの商標を保護対象とすることについて検討中。
- ・ 本年度から産業構造審議会の商標制度小委員会において、商標審査基準の見直しを検討していくこととなっており、今後、審査基準及びその運用の点検・見直しが透明性を確保しつつ行われることが期待される。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

技術革新や市場変化の動向、国際的動向等に対応し、保護対象等を不断に点検し、迅速かつ適切な見直しを行う。

評価指標：保護対象等の制度・運用の点検・見直し状況

評価指標：制度・運用の見直しに起因する出願件数、登録件数の変化、
又は制度・運用の見直しに係る出願件数、登録件数

(iii) 今後講ずべき主な施策

○定期的かつ透明性の高い点検・改正メカニズムの定着

特許、商標及び意匠の各制度に係る審査基準の点検・改正に関する透明性の高い検討の場の設置、運営等のメカニズムを早期に定着させ、これを活用しつつ、審査基準及び制度運用について不断に点検し、必要に応じて見直しを行う。

○先端医療分野の特許保護の在り方の検討

iPS細胞関連技術を含む先端医療の特許保護の在り方について、検討を開始し、早急に結論を得る。

○新しいタイプの商標の導入

商標制度の国際的な制度調和等の観点から、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、現在行われている検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○農林水産品に対する地理的表示制度（GI）の導入

農林水産品のブランドの保護を強化していくことの重要性に鑑み、WTO（世界貿易機関）で議論されている地理的表示の導入と合わせ、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備することによって、国内外で散見される原産地を誤認させる商品との差別化を徹底し、農林水産業を振興する観点から、検討を進める。

⑤ ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

（い）施策の成果に対する評価

視点１：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

【評価の概要と課題】

- 他社の独自開発が困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許出願公開により誰もが知り得る状態とするよりも、ノウハウとして秘匿した方が好ましい場合がある。ノウハウの管理を適切に行うことができれば、出願費用をかけずとも、そのノウハウを競争力の源泉として活用することができる。
- これまで、多数のガイドライン等の作成・普及により、ノウハウ等の情報を所有する者のマインドの向上に努めてきており、大企業や金型産業など一部の業界においては一定の成果が上がっている。
- しかしながら、全体として見た場合には、大学、中小企業等におけるノウハウや技術情報の管理に対するマインドや情報管理体制については改善の余地がある。

- ・ これまで、ノウハウ等の営業秘密の管理については、対象者別、業種別のガイドライン等を多数作成。
- ・ 経済産業省の「情報処理実態調査」（全国のコンピュータ及び情報処理サービスを利用している民間事業者を対象としたアンケート調査；平成 18 年度有効回答企業の平均従業員規模は 1,091 人）によると、リスク分析や委託先の対策実施状況の確認等の組織的な情報セキュリティ対策を行っている企業の割合は、平成 15 年度から平成 18 年度にかけて、46.5%、59.1%、60.2%、62.7%と推移しており、情報セキュリティについての産業界の認識が高まっている。
- ・ 「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」に関しては、金型企業を対象とした調査結果によれば、回答企業の約 8 割が指針の効果があったとの評価をし、流出事例の発生頻度は、2002 年度（指針策定時）2 社中に 1 社以上だったものが、2004 年度には 18 社に 1 社程度へと大幅に減少している。
- ・ 他方、教職員・学生の守秘義務に係る規程を設けている大学は、2007 年度時点で 46.0% となっている（文部科学省の「産学連携等実施状況調査」：規程を「整備済」との回答が

46.0%、「平成20年度中に策定予定」との回答が12.3%、「平成20年度以降策定予定」が41.7%）。また、広域関東圏における過去に特許出願をしたことある中小企業（知財に対する認識がある企業）においては、約4割の企業が秘密保持義務を就業規則等に規定し、約2割の企業が秘密情報のアクセス制限・区分管理を行うなど、情報管理の取組は一定程度進んでいるものの、「特にノウハウの管理をしていない」という企業が52.1%存在しており【図表26】、未だ改善の余地がある。また、オープン・イノベーションが進展する中で、中小企業や大学における情報管理体制が整っていないことや、中小企業が取引先である大企業を通じて意図せざるノウハウ等の流出被害を受けていること等が大企業、中小企業、大学の間の共同研究の実施等の障害となっているとの指摘もある。

視点2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

【評価の概要と課題】

- 不正競争防止法の数次にわたる改正により、技術流出防止のための規制強化を図ってきたものの、グローバル化・情報化の進展に伴う技術流出リスクの増大に対応する上では、現行の制度は、営業秘密侵害罪を営業秘密の使用・開示行為に限定するなど、抑止力としては必ずしも十分でないとの指摘がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い技術・ノウハウ管理の重要性が一層高まっていることや諸外国の制度・運用状況等にかんがみ、秘密管理された技術情報等の保護に係る実効的な法的制度を整備することは喫緊の課題。

- ・ これまで不正競争防止法を数次にわたり改正し、2004年の法改正により、民事訴訟における秘密保持命令を導入する等の規制強化を図ってきた。
- ・ 現行の不正競争防止法の営業秘密侵害罪については、その侵害罪の構成要件が限定的に規定されている（営業秘密の使用・開示を対象とし、また、他者との競争関係を前提としている）ため、必ずしも十分な抑止力となっていないとの指摘がある。
- ・ 営業秘密侵害に関する刑事罪導入（2003年度）以来、立件された事例はあるものの、起訴された事例は1件もない。
- ・ 2006年度に実施したアンケート調査によると、約35%の製造関係企業が「技術流出があった」と回答し【図表27】、約4割の企業が「なお技術流出の不安がある」とし、約2割の企業が法律などの規制強化が必要と考えている【図表28】。
- ・ 現在、産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員

会」において、不正競争防止法の営業秘密侵害罪に関し、

- ① 使用・開示行為を中心的な実行行為として捉える現行制度では、その使用・開示行為が競業他社内、海外で行われる場合には、立証の困難性のため十分な抑止力とならないのではないか、
 - ② 「不正競争の目的」をもってした行為を処罰対象としているため、図利加害目的や海外政府を利する目的で行われる場合に対しては、現行制度は十分な抑止力とならないのではないか、
 - ③ 刑事裁判における審理公開により営業秘密の内容が公にされると、企業に被害が生じるため、当該企業が告訴を躊躇してしまうのではないか、
- という問題点が提起され、これらの論点について、法的措置も含め検討中であり、本年度中に結論を得る予定。

視点３：海外における意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

【評価の概要と課題】

○ 経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクを大きな問題として意識しつつあるが、海外における技術情報流出防止のための取組は不十分。

- ・ 不正競争防止法の 2005 年度の改正によって、不正の競争の目的で営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為を刑事罰の対象とした。
- ・ 経済のグローバル化の進展により我が国企業の活動拠点も海外へと広がっている中、海外においては、我が国とは法制度及び労使慣行も異なるため、国内で事業活動をする際の技術情報の流出とは異なったリスクが存在する。
- ・ 近年、サプライチェーンのグローバル化が進展する中、アジア地域の企業が技術的にキャッチアップしてきている一つの要因として、我が国の技術が流出していることもあるのではないかとされており、自社内での技術情報の管理が十分にできていると考えている企業でさえも、その 9 割以上が取引先を介して情報が流出するリスクを大きな問題として捉えている【図表 30】。
- ・ また、先使用権については、中国等諸外国における制度やその立証方法が我が国と異なっており、先使用権を円滑に利用できないとの意見や、中国等諸外国に対して我が国との制度調和を図るべく働き掛けを行うべきとの意見がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

経済のグローバル化やオープン・イノベーションの進展に対応し、ノウハウ等の技術情報の戦略的な管理・活用を促進するため、

- ① 中小企業、大学を始めとする技術情報を保有する者において、ノウハウ管理に対するマインドを向上させるとともに、実効性のある情報管理体制を整備する、
- ② 不正競争防止法を始めとする制度を適切に整備するとともに、その実効性を確保する、
- ③ 海外における意図せざる技術情報の流出を低減させる。

評価指標：秘密保持規程や営業秘密管理マニュアルを策定・整備している企業、大学の割合（アンケート調査）

評価指標：情報セキュリティ対策を行っている企業の割合（アンケート調査）

評価指標：技術情報保護に関する制度整備やその運用の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上・情報管理体制の構築の促進

特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、意識改革や情報管理体制の構築に関するアドバイスを行う。

○業種、規模別のガイドラインの作成

業種、企業規模別の技術情報流出防止、ノウハウ管理に関するガイドラインを作成する。

○技術情報の適切な管理のための法制度の整備

企業等の保有する技術情報を不正な方法によって窃取・複製・他者への持ち出しを行う行為全般を実効的に防止するため、これを適切に保護するための法制度の在り方に関する検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○海外アウトソーシングにおける技術流出等防止のためのガイドラインの策定

企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。

○諸外国における先使用権制度に関する情報提供

我が国の先使用権制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企業が安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用権の立証制度及びその使用方法に関する情報を我が国企業に適切に提供する。

⑥ 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

(i) 施策の成果に対する評価

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

【評価の概要と課題】

- これまでも、様々なレベルにおける意見交換を通じ利用者からのニーズを把握した上で、特許電子図書館（IPDL）の機能向上、特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）など、国内の知財制度の運用に係る行政サービスの質の向上を図ってきたところ。
- しかしながら、事業活動のグローバル化や情報化が進展し、かつ、権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財システム全体の高コスト構造が問題視される中、利用者のニーズは国内の制度運用にとどまらず、知財制度の国際調和、諸外国の知財制度の整備、権利の安定性の確保、海外における弁理士の活動、翻訳費用等を含む知財システム全体に関わるものに広がっている。
- このため、利用者のニーズを的確に反映し、知財システム全体に係るあらゆるサービスの質の向上や業務効率化に向けた不断の見直しを行うことにより、知財システム全体を進化させていくことが必要である。

- ・ これまで、利用者からのニーズを反映し、IPDLの機能向上、早期審査の要件緩和等を行い、これらにより、IPDLに係る検索回数【図表3-1】や早期審査の申立件数【図表3-2】は増加。
- ・ 特許庁は、本年10月から、特許審査に関するスーパー早期審査の試行を開始。また、2007年度から、中小企業の要望に対する検討結果を公表するなどの行政サービスの改善を図る新たな取組を実施中。
- ・ 我が国は、世界でいち早く電子出願の受付を開始し、現在、特許・実用新案の電子出願率は2007年度97%であり、欧米より高く（米国特許商標庁の電子出願率は特許が49%、商標が95%、欧州特許庁の電子出願率は42%）、利用者の利便性の確保という点では、これまでも先進的な取組を行ってきた。また、権利取得・維持に要するコストについては、厳密な比較はできないが、欧米と比較して相対的に低いと言える。
- ・ しかしながら、事業活動のグローバル化の進展や情報技術の発達に伴い、利用者から

のニーズは国内の運用改善にとどまらない状況（例えば、特許を複数国に海外出願する場合、翻訳費用や外国における弁理士費用もあり、出願人のコスト負担は大きい）。また、知的財産システム全体としての高コスト構造が問題視されている中、国内制度運用に係る行政サービスのみに焦点を当てただけでは不十分。出願に至るまでの間に出願人が利用する弁理士等が提供するサービスの質の向上、さらには、知的財産訴訟に関するコストという面では、権利の安定性（権利の質）の向上も重要な課題。

- ・ このため、権利取得から権利行使に至るまでのトータルな知的財産システムについて、業務効率化のみならず、利用者が負担するコストに見合った質のサービスの提供が行われるよう、不断の見直しを行うことが必要。

（ii）第3期の政策目標と評価指標

政策目標

利用者のニーズを的確に反映して進化し続けるユーザー本位の知財システムの構築を図る。

評価指標：知的財産システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

（iii）今後講ずべき主な施策

○行政サービスの改善・質の向上に向けた取組の拡大

知的財産システム全体に係る利用者ニーズを的確に把握する。その上で、各種行政サービスの質の向上、業務改善等を適切に行う取組を拡大する。

○特許電子図書館（IPDL）の情報提供サービスの向上

改善要望が多く寄せられる IPDL の機能強化について検討し、必要に応じて適切な措置を講じる。

○効率的な情報取得環境の整備

重要特許の獲得へ向け、技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

○出願人のニーズに応じた審査処理の実現

試行されたスーパー早期審査を含む特許審査の在り方について、出願人側のニーズをモニタリングしつつ、今後の審査処理の在り方について、必要に応じて点検・見直しを行う。

○特許審査ハイウェイのネットワーク拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとした他の国・地域の特許庁も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からの PPH に関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

○国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

PCT に基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCT に基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCT に基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCT を所管する WIPO に対する我が国の関与を強化する。

○弁理士のサービスの質の向上

外国の制度に精通し、外国語が堪能な国際化に対応できる弁理士、知財戦略策定等を含めた総合アドバイザー型の弁理士など、高い資質を備えた弁理士の育成を促す。

○自動翻訳技術の利用の推進

海外出願の際の明細書翻訳費の削減に向けた、日本語からの自動翻訳の精度を向上させる文章の明晰化や、海外特許情報を利用し易い環境を整備する観点から、中国、韓国の特許情報を含め、海外特許情報を日本語に自動翻訳し提供するサービスの充実を推進する。

2. 知的財産の保護

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

① 外国における対策

(i) 施策の成果に対する評価

視点1：侵害発生国・地域に対する制度改善や取締り強化に係る働き掛け等の
二国間協議による取組は十分か。

【評価の概要と課題】

- 中国等の侵害発生国・地域に対しては、官民合同ミッション、ハイレベル二国間協議、当局間の協議、侵害状況調査制度、二国間・複数国間協定の交渉等を通じた働き掛けを行ってきた。また、関係省庁が一体となってアジア諸国等における知的財産人材の育成等能力構築への支援を実施してきた。
- これらの取組のほか、その基盤整備として、現地における在外公館等の支援機能を強化するとともに、我が国企業の被害実態調査を継続的に実施してきた。
- しかしながら、模倣被害率は高止まっており、「海外での模倣被害が増加傾向」、「中国において模倣被害を受けた」とする我が国企業は依然として多い。また、模倣品・海賊版の製造・流通の手口は巧妙化している。このため、引き続き中国等への強力かつ継続的な働き掛けが必要である。

(これまでの模倣被害率等の推移)

- ・ 関係省庁・官民が連携した侵害発生国・地域への働き掛け等の取組の結果、日本企業の模倣被害率（模倣被害を受けたと回答する企業の割合）は、若干の低下傾向が見られるものの（2002年：27.4%→2006年：23.0%）、高止まっている（特許庁「模倣被害調査」）。
- ・ 2007年度の模倣被害調査によると、「海外での模倣被害は増加傾向」（48.5%）【図表38】、「中国において模倣被害を受けた」（71.0%）【図表39】と回答する日本企業は依然として多く、引き続き、強力かつ継続的な働き掛けが必要である。
- ・ 2007年度の同調査によると、日本企業が模倣被害を受けている主な製品は、一般機械・産業機械（16.9%）、電子・電気機器（12.6%）、雑貨（12.0%）（靴その他身の回り品、

台所・食卓・洗面用品等)、運輸・運搬機械(8.4%)となっており、これら製品が約半分を占めている。また、高額(被害額10億円以上)の模倣被害を受けている主な製品は、産業機械、電子部品・デバイス、小額被害(被害額5千万円以下)については、産業機械、食品、繊維、その他雑貨となっている。

(最近の模倣品・海賊版をめぐる傾向)

- ・ 模倣被害(製造・経由・販売消費のいずれかにおいて被害があった場合)を受けたと回答する日本企業の割合を国・地域別に見ると、2002年以降一貫して中国が最も高く、また伸び率も中国が最も高い(2003年度調査:58.3%→2007年度調査:71.0%)。次に高いのが台湾(2007年度調査では31.9%、2002年以降同水準で推移)、その次が韓国(同30.4%)となっている【図表39】。また、日本国内で押収された偽ブランド品、水際で差し止められた知的財産侵害物品についても、仕出国は中国の割合が最も大きく伸び率も高い【図表40】【図表41】。
- ・ 中国から輸出される模倣品(日本企業の製品の模倣)は、日本(14.0%)、台湾(7.3%)、韓国(6.0%)や東南アジア向けのものが多いものの、欧米等世界各地にも幅広く輸出されている【図表42】。中国においては、取締りが強化されている一方で(2005年の水際の知的財産権侵害事件摘発件数は2002年比2倍以上【図表43】、2005年実績では96%が輸出の摘発)、取締りが模倣品の生産量に追いついていないという指摘もある。
- ・ 世界的な模倣品・海賊版対策の強化に伴い、摘発を逃れるため、模倣品業者・海賊版業者による手口の巧妙化傾向が見られる。例えば、ノーブランド品と模倣ラベルを分離して製造・管理し販売時にラベルを貼付する等、製造・販売方法における手口の巧妙化が指摘されている。
- ・ インターネットによる模倣品・海賊版の拡散の問題も指摘されている。2006年には、模倣被害を受けた日本企業のうち約4割(40.3%)が通販サイトやインターネットオークションなど、何らかの形でインターネットを利用した手口による被害を受けている(2007年度模倣被害調査)。税関での知的財産権侵害品の輸入差止に関しては、一件当たりの平均差止点数が年々減少するなど(2007年には初めて50点を下回った)小口化が進んでおり、インターネットによる注文を通じ、郵便物等により少量の偽ブランド品等を輸入する手口が多く用いられていることがうかがえる。(小口化については「②国内における対策」において後述、【図表45】)
- ・ 模倣品の中には国民の安全・安心を脅かすものもある。近年では、模倣医薬品が世界各地で流通しているとの指摘がある。我が国における知的財産権を侵害する医薬品の輸入差止件数も2007年に急増しており、欧米においても増加傾向が見られる。

(官民合同ミッション)

- ・ 2002年度以降継続的に、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)と政府が合同で中国に

ミッション（ハイレベル・実務レベル）を定期的に派遣し、「協力と要請」をテーマとして、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請するとともに、能力構築等に係る協力につき協議・実施してきた。

- ・ 2007 年度、インドに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議を行った。
- ・ 中国においては、2004 年以降順次、我が国からの建議事項に対応する分野において、知的財産保護に係る法令改正（刑事訴追基準の引上げ、情報ネットワーク伝達権保護条例の制定、商標審査基準の公開、特許・実用新案・意匠審査基準の改正、水際における負担の軽減等）が行われるとともに、運用の改善（知的財産権通報センターの設置、判決の公開、特許審査期間の短縮、著名な商標の保護等）が行われている。
- ・ 官民合同ミッションにおいて議論した事項は日中ハイレベル経済対話、日中経済パートナーシップ協議等の一部二国間協議において取り上げられているが、今後、当局間協議を含む様々な二国間協議においても取り上げていく必要がある。

（侵害発生国・地域等との二国間ハイレベル協議、当局間の協議）

- ・ 二国間ハイレベル協議として、日中ハイレベル経済対話、日中経済パートナーシップ協議等のハイレベル二国間協議、経済産業大臣と中国商務部長との会談、経済産業大臣と中国国家質量監督検閲総局長との会談等において、継続的な働き掛けを行ってきた。2008 年 5 月の日中首脳会談では、知的財産について、法制度整備や人材育成のための協力の進展や、地方での法執行強化に向けた議論の進展を歓迎するとともに、この動きを拡大することで一致した。
- ・ 当局間の協議として、経済産業省と中国商務部の次官級定期協議、日中商標長官級会議、日中特許庁長官会議、日中韓関税局長・長官会議、日中警察庁公安部定期協議、日中著作権協議等の継続的な協議を実施してきた。日中韓関税局長・長官会議の下には、2007 年 10 月、知的財産保護に関する実務責任者による第 1 回の作業部会が開催され、情報交換の促進・啓発活動の強化、権利者との協力を含むアクションプランが取りまとめられ、2008 年 11 月の第 2 回作業部会では、情報の活用状況等のフォローアップを実施した。
- ・ 自由貿易協定（F T A）、経済連携協定（E P A）等の二国間協定・複数国間協定を締結する際に、知的財産部分について、実効的な知的財産権の保護や取締り等の執行を確保するための条項を盛り込むよう積極的に交渉してきた。これまで、シンガポール、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン等と締結してきた。
- ・ その他二国間協議としては、日米首脳会談、日 E U 定期首脳協議等の首脳レベルの二国間協議において、模倣品・海賊版対策を含む知的財産権分野の協力強化を確認してきた。引き続き、これら取組の更なる推進が必要である。

（侵害状況調査制度）

- ・ 2005 年 4 月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知的財産権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。
- ・ 同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005 年 11 月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。2008 年 8 月までに、香港政府と 4 回にわたり協議を行い、必要な法改正を行う旨回答を得ている。
- ・ 同制度の利用実績は当該 1 件にとどまるため、同制度の利用頻度が低調であることの要因や同制度のあり方について、欧米における制度の現状等も参考にしながら検討し、必要に応じて同制度を見直す必要がある。

（在外公館等現地における支援機能の強化）

- ・ 現地においては、JETRO が現地事務所を拠点として相談対応、情報提供等、現地日本企業の知的財産保護を支援してきた。特に、JETRO 現地事務所は、現地における I P G（知的財産権問題研究グループ：現地日本企業から成る知的財産問題検討のための委員会）の事務局を務めることにより現地企業間の情報交換を支援してきた。2008 年 6 月までに、中国の 3 か所を含む合計 15 か所の I P G が活動している。
- ・ 2005 年には、在外公館における支援機能を強化するため、すべての在外公館に知的財産担当官を任命し、在外公館向けに知的財産権侵害対応マニュアルを作成した（2008 年 7 月に第 2 版を発行。）。また、在外公館の知的財産担当官の能力向上を図り、在外公館・JETRO 現地事務所・現地日本企業の連携を深めるため、特に日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催してきた。2006 年に中国、韓国において、2007 年は韓国、タイ（A S E A N 諸国及びインドを対象）において、2008 年は中国において開催した。
- ・ 知的財産担当官と現地日本企業との密接な連携に基づく取組は一部地域で見られるものの（例えば中国やベトナムにおいては I P G 会合に積極的に参加、ブラジルにおいては I P G 設立に協力）、その他の国・地域においては改善の余地がある。
- ・ 今後は、知的財産担当官、現地日本企業、JETRO 現地事務所との更なる緊密な連携を図るとともに、知的財産権侵害対応マニュアルの定期的な改訂等、知的財産担当官に対する研修・情報提供の強化が必要である。

（被害実態調査）

- ・ 特許庁では、毎年、「模倣被害調査」を行っており、国内の企業（産業財産権の出願上位 8,000 社）に対し、毎年、模倣被害（知的財産権を侵害した製品・サービスが製造・

販売されることで権利者の利益を損なう可能性のある被害。著作権侵害も含む。)に関するアンケート調査を実施している。この調査により、模倣被害率（模倣被害を受けたと回答する企業の割合）等、模倣被害の現状と傾向が明らかにされている。

- ・ 経済産業省では、2005 年以降毎年、中国に進出又は取引を行っている日本企業に対して、中国での救済手続の利用状況等に関する「中国における知的財産権侵害実態調査」を実施している。
- ・ 2004 年の特許庁による調査においては、中国、台湾、韓国、タイの 4 カ国・地域における模倣・海賊行為による日本企業の被害総額は、利益ベースで約 1.2 兆円、売上高ベースで約 17.9 兆円と推計されている。
- ・ 著作権侵害に関する実態調査に関しては、上記「模倣被害調査」を除き、政府による調査は行われていない。民間における取組としては、例えば、「③インターネット上における対策」において後述するように、(社)日本レコード協会による調査（違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査）、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本音楽著作権協会及び(社)音楽出版社協会による調査（ファイル共有ソフトの利用実態調査）、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会及び(社)日本音楽著作権協会による調査（「W i n n y」ネットワーク上の無許諾流通コンテンツ実態調査）がある。

（能力構築支援）

- ・ 2005 年、模倣品・海賊版関係省庁連絡会議において、アジア諸国・地域を対象（中国を重点対象）とした国・地域ごとの「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定した。当該戦略に基づき、関係省庁において能力構築支援を実施している。

（CJ マーク事業）

- ・ 2005 年以降、コンテンツ海外流通促進機構（C O D A）は、コンテンツ海外流通マーク（C J マーク）を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府・当局取締機関と共同で取締活動を実施しており、2008 年 9 月までの間に 6,569 件を取り締まり、約 500 万枚の海賊版 DVD 等を押収した。

視点 2：多国間協議における取組は十分か。

【評価の概要と課題】

- 我が国は、WTO、APEC等の多国間協議において、国際的なルール策定、侵害発生国・地域の監視等の面で積極的に関与してきた。
- また、2005 年の G 8 サミットにおいては、既存の枠組みよりも高いレベルでの国際的な法的枠組み（模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称））の必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、本条約構想の実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- 今後も引き続き、ACTAの早期実現を目指して議論をリードするとともに、WTO、APECその他多国間協議の場においても、模倣品・海賊版対策の更なる推進に向けて、積極的に取り組むことが必要である。

（多国間協議における議論）

- ・ APECにおいては、各国・地域ごとの「知的財産権（IPR）サービスセンター」の設置、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の策定（日米韓共同提案）等につき我が国から提案し、実現してきた。IPR サービスセンターは、我が国においては政府模倣品・海賊版対策総合窓口（「②国内における対策」において後述）が担い、企業等への情報提供・相談窓口として、我が国のほか複数の国・地域においても設置されている。APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブは、これまでに各種モデルガイドライン策定により順次具体化されてきた。
- ・ 2008 年の世界模倣品・海賊版撲滅会議においては、外務省ハイレベルから我が国が模倣品・海賊版対策を含む知的財産戦略を強力に推進していることを世界に示し、同対策への国際世論を高めた。
- ・ WCO（世界税関機構）においては、税関における知的財産権侵害物品の取締りに関するベスト・プラクティスが議論されており我が国も議論に積極的に参画した。

（ACTA）

- ・ 我が国は、2005 年 G 8 サミットにおいて、知的財産権の執行に係る高いレベルでの国際的な法的枠組み（模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称））の必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、本条約の実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- ・ 2008 年の G 8 サミット首脳宣言においては、本条約構想に係る交渉の加速化の奨励及び同年中の交渉終結の追求が明記された。

- 本条約は、法的規律の形成、法執行の強化、国際協力の推進を主要な柱として議論が進んでいる。法的規律の形成の中では、水際措置、刑事手続、民事手続、インターネット上の海賊版対策といった事項が検討されている。
- 2008 年 6 月以降、条文案をベースとした交渉が行われており、2008 年 11 月までに協議が 3 回行われ、水際措置、刑事手続、民事手続等の法的規律を中心に議論が行われてきた。
- 今後も引き続き、A C T A の早期実現を目指して議論をリードしていく必要がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

官民合同ミッション、在外公館等の支援機能の強化等による働き掛けを通じて、中国等侵害発生国・地域における模倣品・海賊版に係る侵害実態を着実に改善する。

評価指標： 特許庁「模倣被害調査」における模倣被害率

評価指標： 経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」

評価指標： 侵害発生国・地域における施策の実施状況

政策目標 2

A C T Aの早期妥結に向けた議論をリードし、妥結後は参加国の拡大を図る。また、国際機関等多国間協議でのルール策定にも積極的に参画する。

評価指標： A C T Aにおける模倣品・海賊版対策に係るルール策定状況

評価指標： W T O、A P E C等その他多国間協議における模倣品・海賊版対策のルール策定状況、取組提案・実施状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 侵害発生国・地域への働き掛けの更なる強化

官民合同ミッションと政府間協議との間の更なる連携等により、侵害発生国・地域への働き掛けを更に強化する。

○ 現地における支援機能強化

現地における在外公館、J E T R O、日本企業の連携を強化する。

○ 侵害状況調査制度の見直し

侵害状況調査制度の利用頻度が低調な要因や同制度のあり方について検討し、必要に応じて同制度の見直しを行う。

○ 被害実態調査の充実

主要な侵害発生国・地域における日本企業の被害総額等につき、一定の経年比較が可能となる調査を実施する。

○ A C T Aの早期実現に向けた議論のリード

A C T Aの早期実現及び妥結後の参加国の拡大等において、多国間協議をリードする。

②国内における対策

(i) 施策の成果に対する評価

視点 1：水際取締りは十分な効果を上げているか。

【評価の概要と課題】

- これまで、輸入差止申立制度の対象権利の拡大、輸出・通過に対する取締制度の導入、意見照会制度の導入、個人輸入を仮装した輸入取締りのための規定整備等、水際取締りのための包括的な制度を整備してきた。また、人的体制を拡充させ、手続の簡素化も図ってきた。
- これらの取組の結果、知的財産権侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、2007 年には過去 5 年間で 3 倍以上の伸びとなっている。その一方で、侵害品輸入の小口化傾向が年々顕著になっている上、模倣品の流通手口の巧妙化・複雑化が指摘されている。
- 巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員の専門性の向上、情報の収集・蓄積・共有等により、効果的な取締りを推進する必要がある。

(取締り実績の推移)

- ・ 水際における取締り強化の結果、知的財産侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、2007 年には 2 万件を超え、過去 5 年間で 3 倍以上に増加し、過去最高を記録した。2007 年の年間輸入差止額は約 385 億円と推計されている【図表 4 6】。
- ・ 輸入差止の内訳は、仕出国別では、中国の割合が増加し、韓国に替わって最も多い(2007 年では 71.1% (件数ベース)、66.8% (点数ベース))【図表 4 1】。権利別では商標権の割合が一貫して圧倒的に大きい(2007 年では 98.8% (件数ベース)、84.5% (点数ベース))。輸送形態別では、件数ベースでは郵便貨物が一般貨物と比較して圧倒的に多い(2007 年では 96.9%) が、その一方で、点数ベースでは郵便貨物の割合は小さく(2007 年では 30.8%)【図表 4 7】、郵便を利用した小口化手口の傾向がうかがえる。
- ・ 輸入差止申立件数は、著作隣接権(2005 年に改正された著作権法第 113 条第 5 項において還流防止措置の対象となっている CD)に係る申立てについてのみ、2005 年以降大きく伸びており(2004 年：0 件→2007 年 350 件)、著作隣接権以外では、件数は徐々に伸びている(2003 年：166 件→2007 年：241 件)。
- ・ 中国からの輸入差止件数の増加傾向(2007 年には 2003 年比約 10 倍)が見られるが、

欧米においても同件数の増加傾向が概ね見られる。これは、水際での取締強化のほか、中国における輸出拡大に伴い、各国に輸出される侵害品も増加したことが背景として挙げられる。また、韓国からの輸入差止件数が近年減少したこと（2006 年まで年々増加、2007 年に前年比ほぼ半減）【図表 4 1】の背景としては、韓国税関が空港等において輸出の取締りを強化していることのほか、日中韓関税局長・長官会議の枠組みに基づき、当局間の情報交換・取締強化が進んだことが挙げられる。

- ・ 輸入差止件数において、郵便貨物の割合は件数では大きく点数では小さいことから、郵便貨物を利用した小口化傾向が顕著に見られる。税関における 1 件当たりの平均輸入差止点数は年々減少しており、2007 年には初めて 50 点を下回った【図表 4 5】。インターネットによる注文を通じ、郵便物等により少量の偽ブランド品等を輸入する手口が多く用いられていることがうかがえる。なお、欧州においても 1 件当たりの平均輸入差止件数が年々減少しており【図表 4 5】、同様の小口化傾向が見られる。
- ・ 前述のように、模倣品・海賊版の手口は、国際的な分業等により巧妙化・複雑化していること及び中国において取締りが模倣品の生産量に追いついていないという指摘があることを踏まえると、更なる水際取締りの強化が必要である。

（取締り対象の拡大）

- ・ 2003 年度以降順次、商標権、著作権、著作隣接権のみならず、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権侵害物品、不正競争防止法違反物品についても、輸入差止申立制度が導入された。2007 年の申立有効件数は、特許権（17 件）、実用新案権（0 件）、意匠権（47 件）、育成者権（1 件）、不正競争防止違反物品（1 件）となっている【図表 4 8】。
- ・ 2006 年度以降順次、輸入に加え輸出貨物についても、知的財産侵害物品等に対する取締りが可能となる制度が導入され、2007 年には侵害品の輸出が初めて差し止められた（これまで 3 件）。また、2008 年度には、通過貨物（一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合）についても取締りが可能となる制度が導入された。輸出・通過貨物の取締りは欧米においても実施されており、前述の模倣品・海賊版拡散防止条約においても議論がなされている。

（体制の拡充）

- ・ 法律的・技術的な専門性を伴った高度な侵害判断を行うため、2003 年度から順次、関係行政機関（特許庁、農林水産省、経済産業省）及び専門委員（学識経験者）への意見照会制度を導入するとともに、2005 年、税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「見本検査制度（サンプル分解制度）」を導入した。
- ・ 税関における知的財産専担職員を 5 年間でほぼ倍増（2003 年度：40 名、2008 年度：77 名）し、関係省庁・権利者等による職員向け研修を実施（2007 年度では権利者による研修 141 件）する等、知的財産権侵害物品に対する重点的な取締りを実施するための人的

体制を整備してきた。

(個人輸入を仮装した輸入の取締りについて)

- ・ 個人輸入を仮装した輸入を取り締まるため、2006 年、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続をとること等を明確にした通達を定めた。
- ・ 2003 年度から 2007 年度にかけて、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止を含む抑止策について、関連の審議会等において議論がなされたところ、既存の知的財産法体系全体とのバランスや私的領域への立ち入り等を考慮し慎重な対応が必要との意見、個人使用目的を仮装した輸入の取締りを強化していく必要があるという見解等が示された。

(手続の簡素化)

- ・ 認定手続簡素化の観点から、2007 年 6 月、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入した。その結果、2007 年下半期においては、簡素化手続の利用割合が 8 割を超えている。
- ・ 差止申立手続簡素化の観点から、2008 年 4 月、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取り扱うことを可能とする制度を導入した。
- ・ 日本では差止申立制度が無料で利用可能である一方、欧米では有料とされている国もある。
- ・ 権利者への差止申立制度の周知等により、差止申立制度の利用促進を更に進める必要がある。

視点 2：国内での取締りは十分な効果を上げているか。

【評価の概要と課題】

- これまで、主な知的財産権の侵害に対する刑事罰の導入又は強化、専門職員の設置等により取締り体制を強化してきた。
- 2007 年には映画盗撮防止法が施行され、映画の海賊版の流通に対する一定の抑止効果が見られる。
- 知的財産侵害事犯の検挙実績は年々増加し、2006 年には過去 5 年間で倍増するに至った。一方、近年では検挙実績・検挙人員とも緩やかな減少傾向にある。
- 今後とも、模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、警察職員の捜査能力の全国的な向上等により、一層強力な取締りを推進する必要がある。

(取締り実績の推移)

- ・ 警察による取締り強化の結果、知的財産権侵害事犯による検挙件数は、年々増加し、2006 年には過去 5 年間でほぼ倍増するに至った。しかし、2007 年及び 2008 年上半期を見ると、緩やかな減少傾向が見られる。検挙人員数については、2005 年まで年々増加していたが、2006 年以降緩やかな減少傾向にある【図表 4 8】。一方、検挙法人数については一貫して増加傾向にある。
- ・ 国内における日本企業の模倣被害には主だった減少傾向は見られない（特許庁「2007 年度模倣被害調査」によると、国内での模倣被害につき「増加傾向」「減少傾向」との回答割合がほぼ拮抗）【図表 4 9】。
- ・ 検挙件数を侵害権利別に見ると、商標法及び著作権法が太宗を占めており、2007 年実績では商標法違反が 276 件（62.6%）、著作権法違反が 137 件（31.1%）となっている。
- ・ 検挙件数に占める暴力団関係者の関与の割合は約 1 割で、年々増加傾向にある。
- ・ 「③インターネット上の対策」において後述するように、インターネット利用事犯が年々増加し、2007 年には減少したものの依然高水準で推移している【図表 5 8】。また、検挙件数に占めるインターネット利用事犯の割合は年々増加している（約 27%（2005 年）、約 36%（2006 年）、約 37%（2007 年）、約 43%（2008 年上半期））。
- ・ 「③インターネット上の対策」において後述するように、特許庁「2007 年度模倣被害調査」（アンケート調査）によると、模倣品の発見契機として、インターネット利用販売が店舗販売を上回るに至った（2006 年度）。【図表 5 9】

(刑事罰)

- 2006 年度以降順次、特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げた（特許の場合：10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれの併科、法人処罰に係る罰金刑を 3 億円）。
- 2005 年 11 月には、不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰を適用することとなった。
- 2007 年、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行された。同法による検挙実績は未だないものの、その抑止効果により、海賊版 DVD やインターネットへのアップロードが減少したといった肯定的な評価がある。

(体制の拡充)

- これまで、国内取締り強化のため、商標権者からの真贋鑑定の方法について講習を受けた指定捜査員である「商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度」を導入（2008 年 7 月現在で警視庁管内に 160 人、神奈川県警管内に 5 人配置）するなど、偽ブランド品等の露天販売に対する取締りを強化してきた。その結果、偽ブランド品の検挙件数に占める露天販売の割合が年々減少するに至っている（約 33%（2004 年）、約 32%（2005 年）、約 17%（2006 年）、約 10%（2007 年）、約 7%（2008 年上半期））。一方、店舗販売については 2004 年以降概ね 4 割程度で推移している。
- 2005 年には、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護対策役」が農林水産省に配置された（2008 年 4 月時点で 16 名）。
- 前述のとおり、インターネットを利用した事犯が近年増加し高水準で推移していること及び模倣品の発見契機としてインターネット利用販売が店舗販売を上回っていることなどから、今後、「③インターネット上の対策」において後述するように、サイバー犯罪に対応し得る捜査能力の向上や権利者やプロバイダと連携した情報共有体制の整備など様々な取組を行う必要がある。
- 今後、模倣品・海賊版の流通・摘発等の動向を踏まえ、インターネット上の模倣品・海賊版に対する取締りを一層強化することはもちろん、インターネット利用以外の事犯（店舗販売等）についても、既存の制度の効果的な活用も含めて、全国的な取組を通じた取締り強化が必要である。

視点3：国民への啓発活動は十分であるか。

【評価の概要と課題】

- 模倣品・海賊版の氾濫を防ぐためには、その製造・流通の防止だけではなく、消費者である国民の意識の向上も図るべく総合的な方策を講ずる必要がある。
- 国民の模倣品・海賊版問題に関する理解を深めるため、2003年から毎年、関係省庁が一体となって「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施してきたほか、教育・研修活動、ホームページ上での情報提供など様々な取組によって国民への啓発活動を行ってきた。
- しかしながら、2008年の内閣府の特別世論調査によると、未だ国民の50%以上の者が模倣品・海賊版の購入を容認している状況であり、模倣品・海賊版を購入しないことについて国民の十分な理解は得られていない。
- 一方、実際に対策を行う企業に関しては、特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は減少傾向にあり、依然として一部の企業においては、模倣品・海賊版対策の重要性についての認識が不足している。

(国民の意識の推移)

- ・ 2004年、2006年及び2008年に実施した内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する旨回答した者は、2004年が46.4%、2006年が45.2%であったのに対し、2008年は52.4%と依然として高水準のままである【図表5-1】。その内訳は、年齢層が低いほど、模倣品・海賊版の購入を容認する旨の回答割合が高い【図表5-2】。また、政府の啓発活動を知っている旨回答した者は、2006年が52.6%であったのに対し、2008年は54.5%と若干伸びており、啓発活動の認知度は徐々に高まっている【図表5-3】。
- ・ この内閣府の特別世論調査は、20歳以上を対象としたものであり、模倣品・海賊版の購入の容認率が高いといわれている若年層の国民の意識は把握できておらず、今後は若年層含めた国民の意識を幅広く調査する必要がある。

(啓発活動の実施)

- ・ 2004年6月、消費者基本法が改正され、消費者が知的財産権等の適正な保護に配慮しなければならない旨が定められたほか、関係省庁において、広報キャンペーンの実施、教職員向けのセミナーの開催、注意啓発リーフレットの作成や教育・研修活動、取締り

に関する情報をホームページ上で情報提供するなど様々な啓発活動を実施してきた。しかしながら、消費者個人が模倣品・海賊版を購入・利用すること自体は違法ではないため、模倣品・海賊版を購入・利用しないことをどのように消費者に働き掛けるのかという問題は残っている。この点、消費者に模倣品・海賊版による被害実態やその問題の重要性を認識させることを通じて、自発的に模倣品・海賊版を購入・利用しないよう国民の意識の向上を図ることが重要である。今後は、これまでの啓発活動を継続するとともに、小中学生に対する教育活動を重点的に実施することによって、若年期から意識の醸成を図っていくことが必要である。

（広報啓発活動）

- ・ 国内消費者向けに知的財産の重要性、模倣品の弊害を周知するため、2003 年から毎年、特許庁を中心に関係省庁が協力して行う「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施し、テレビCM、ポスター掲示、新聞、雑誌・バナー広告等を活用して啓発活動を行ってきた。2007 年は、「本物だから、心が伝わる」をテーマで行った【図表 5 4】。
- ・ 各省庁における広報啓発活動も行われており、警察庁においては不正商品対策協議会と連携して作成した「DON' T BUY COPY GOOD!」のポスターによる広報啓発活動【図表 5 6】を、財務省においても「偽物は、いらない」のポスターによる広報啓発活動を実施してきた【図表 5 5】が、活動間の連携は十分ではない。今後は、省庁による広報啓発活動間の連携を図り、政府が一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体における広報啓発活動との連携も強化することが必要である。

（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議）

- ・ 2006 年 9 月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において、国民への啓発活動のアクションプランである「模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化について」が決定された。その後、同アクションプランに基づき、関係省庁において様々な取組が実施されてきた。しかしながら、現状を踏まえると、国民への啓発活動に関するアクションプランを新たに策定し、実施体制の見直しなどによる模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの強化、模倣品・海賊版問題に関する小中学生などの若年層に対する教育活動の実施、民間団体との連携の強化等を実施する必要がある。

（企業に対する啓発活動）

- ・ 特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は 2004 年度の 49.9%をピークに減少傾向にあり、2006 年度は 37.3%であった。これについては、模倣の手口の巧妙化やスピード化により、企業における対策の負担が増加していること、対策に必要な予算金額の論拠を提示することが困難であることや模倣品・海賊版対策の重要性が必ずしも十分に認識されていないこと等が原因として考えられる。2008 年 9 月、

経済産業省に「模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する研究会」が設置され、企業の事例研究等を通じて、模倣品・海賊版対策の費用対効果、経営への貢献等について研究が行われている。

視点 4：模倣品・海賊版対策における連携体制は十分であるか。

【評価の概要と課題】

- 模倣品・海賊版対策を効率的に推進するためには、関係省庁や民間団体が一体となって取り組むことが必要であり、これまで様々な取組を行ってきた。
- 具体的には、一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置するとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、関係省庁の連携を強化してきた。また、官民の取組としては、中国等に対する官民合同ミッションなど民間団体とも連携を深め、一定の成果を上げている。
- 今後は、省庁間の連携や地域における連携を強化していく必要がある。

（政府の一元的な相談窓口の整備）

- ・ 2004 年 7 月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年 8 月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。開設されて以来、模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含めた相談受付件数は年々増加しており、2007 年は 308 件（2006 年は 256 件）であった【図表 5 7】。

（模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議）

- ・ 2004 年 7 月、関係 8 省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに 5 回の会議が開催された。これまで、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及びアクションプラン、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の実現に向けた基本方針などが決定されてきた。今後も引き続き、同会議を開催し、省庁間の連携を深めていくことが重要である。

（官民の連携）

- ・ 国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センターなどの民間団体とともに、中国やインドに対する官民合同ミッションの派遣や啓発活動など官民連携した様々な取組を行ってきた。今後は、民間団体の活動を支援するとともに、さらに官民の連携を深めていく必要がある。

（地域における連携）

- ・ 全国に 9 つの地域知的財産戦略本部が設置されており、地域においても連携した模倣品・海賊版対策が実施されている。北海道など一部の地域知的財産戦略本部においては、

警察や税関等の関係機関との連携も行われており、今後はこのような連携を他の地域においても行っていくことが必要である。

(関係省庁間の個別の連携)

- ・ 2007 年 10 月、農林水産省及び経済産業省において「知的財産連携推進連絡会議」を設置し、また同会議の下に「諸外国における知的財産保護強化に関するワーキンググループ」を設置した。今後、同ワーキンググループにおいて、東アジアを始めとする諸外国における模倣品や育成者権侵害の対策に係る情報共有・連携を図ることとしている。
- ・ 2008 年 8 月、財務省及び特許庁は、模倣品対策における税関と特許庁の協力事項について合意し、水際措置の強化に関する連携、消費者・権利者への普及啓発事業に関する連携、諸外国における水際措置の強化のための連携等につき、更に強化することとなった。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

差止申立制度の利用促進、税関職員の専門性の向上、外国税関との連携・協力等に基づく知的財産侵害物品の輸入差止の強化を通じ、知的財産侵害物品の流入を確実に阻止する。

評価指標： 差止申立制度の利用促進活動の実施状況

評価指標： 税関職員への研修の実施状況

評価指標： 税関における侵害品輸入差止の件数、点数

評価指標： 外国税関との連携・協力の状況

政策目標 2

模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、国内取締り強化のための警察職員の捜査能力の全国的な向上等により、知的財産関連事犯の検挙において着実に成果を上げる。

評価指標： 知的財産関連侵害事犯の検挙件数、検挙人員

評価指標： 商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員や品種保護対策役等知的財産専門職員の人数の推移

評価指標： 警察職員への研修の実施状況

政策目標 3

模倣品・海賊版による被害実態やこの問題の重要性に関する国民の認識を深めるとともに、自発的に模倣品・海賊版を購入・利用しないよう国民意識の向上を図る。

評価指標： 啓発活動の認知度（特別世論調査）

評価指標： ニセモノ購入容認度（特別世論調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 差止申立制度の利用の促進

差止申立制度の利用を促進するため、権利者向けパンフレットの作成・配付や業界団体への説明等を通じ制度の周知を図る。

○ 税関職員の専門性の向上

巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員への研修を充実させる。

○ **外国税関との連携・協力の促進**

外国の税関当局との連携・協力を促進し、情報に基づいた効果的な知的財産侵害物品の取締りを実施するとともに、知的財産侵害物品の輸出国に対し知的財産侵害物品を輸出の段階で取り締まるよう求める。

○ **警察職員の捜査能力の全国的な向上**

模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度等既存の制度の効果的な活用も含めて、警察職員の捜査能力を高めるための全国的な取組を実施する。

○ **国民への啓発活動のアクションプランの策定**

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議等において、関係省庁が連携して効果的な啓発活動を実施するためのアクションプランを策定する。

○ **国民の意識調査の実施**

国民の模倣品・海賊版問題に関する意識を向上させる施策を効果的に実施するため、国民、特に若年層の意識を調査する。

○ **若年層に対する模倣品・海賊版問題に関する啓発活動の強化**

小中学生に対する模倣品・海賊版問題に関する教育活動や若者に対する啓発キャンペーンの取組を官民連携して実施する。

○ **地域における連携体制の強化**

地域知的財産戦略本部において、警察や税関等の関係機関との連携を深めるなどし、地域における連携体制を強化する。

③インターネットにおける対策

(i) 施策の成果に対する評価

視点：インターネット上の模倣品・海賊版対策は十分であるか。

【評価の概要と課題】

- インターネット上の模倣品・海賊版対策は、民間による自主的なガイドラインの策定や警察による取締りの強化など官民連携した様々な取組により、一定の成果を上げている。
- 特に、国内のインターネットオークションにおける対策については、オークション事業者と権利者が協力して対策を行っており、大手オークションサイトにおける模倣品・海賊版の出品率は、以前相当程度だったものがわずかに1%程度に減少する等大きな成果を上げている。
- しかしながら、ブロードバンド環境の整備やインターネットの発達に伴い、新たに動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の氾濫が大きな問題となっている。この問題は、個人によって容易に海賊版が作成・配信されるなど、従来のパッケージメディアを前提とした模倣品・海賊版とは質が異なっており、新たな対策が必要である。

(インターネットを利用した知的財産権侵害の検挙状況)

- ・ 2007年における知的財産権侵害事犯の検挙事件(441件)のうち、インターネットを利用した事犯の検挙事件は約37.4%(165件)を占めている【図表5-8】。また、近年、その検挙事件数は減少しているものの、2004年の123件と比較すると、依然として高水準で推移している【図表5-8】。検挙件数に占めるインターネット利用事犯の割合は年々増加している(約27%(2005年)、約36%(26%)、約37%(2007年)、約43%(2008年上半期))。
- ・ 2007年におけるインターネットを利用した知的財産権侵害事犯の検挙事件(165件)のうち、インターネットオークションを利用した事犯の検挙事件は約78.8%(130件)を占めている【図表5-8】。
- ・ 動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の流通は、ユーザー個人による違法行為が原因となっており、著作権等の侵害が親告罪であることなどもあり、有効な対策を行うには至っていない。また、ファイル共有ソフトにおいてはその匿名性により、違法な侵害者を特定することが困難な場合が多いなどの問題もある。

- ・ 今後は、サイバー犯罪に対応し得る捜査能力の向上や権利者やプロバイダと連携した情報共有体制の整備など様々な取組を行う必要がある。

(被害実態)

- ・ 特許庁の 2007 年度模倣被害調査によると、2006 年度、模倣被害があったと回答した企業 856 社のうち、「インターネット上の模倣被害あり」と回答した企業は約 40% (345 社) であった。また、その被害内訳を 2005 年度と比較すると、商標、特許・実用新案の被害率は低下しているものの、意匠、著作物の被害率は増加している傾向にある。しかしながら、この調査は模倣被害を主として調査しているものであり、海賊版の被害実態は十分に把握できていないため、今後は関係省庁が連携して海賊版についても十分な調査を実施するなど見直しが必要である。
- ・ 同調査によると、模倣品の発見契機として、インターネットが店舗販売を上回るに至った (2006 年度)。**【図表 5 9】**
- ・ インターネット上の海賊版の被害実態については、一部の民間団体においても調査が行われている。社団法人日本レコード協会や社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (A C C S) 等が 2006 年に行った調査によると、違法にアップロードされた音楽のダウンロード数は、ファイル共有ソフト (パソコン) によるものが約 6,300 万曲 (文化庁試算)、携帯電話向け違法サイトによるものが約 3 億 9,900 万曲となっており、有料音楽配信市場 (パソコン向けが約 3,400 万曲、携帯電話向けが約 2 億 8,700 万曲) を大きく上回っており、大きな被害を与えている **【図表 6 1】**。また、2006 年 10 月、A C C S 及び社団法人日本音楽著作権協会 (J A S R A C) が実施したファイル共有ソフト「W i n n y」における違法な音楽ファイル、コンピュータソフトウェア等による被害実態調査によると、ファイル共有ソフト「W i n n y」による被害相当額は、約 100 億円相当 (音楽ファイル 4.4 億円、コンピュータソフトウェア等 95 億円) と試算されている **【図表 6 2】**。今後は、このような民間団体と連携して、インターネット上の海賊版の被害実態について調査を行う必要がある。

(インターネットオークション対策)

- ・ 権利者、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」の構築や特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係る I D の公表などの取組を行っており、一定の成果を上げている。なお、現在、文化庁文化審議会においてインターネットオークションへの海賊版の出品など譲渡等の申出を行う行為を一定の要件の下で著作権侵害とみなすことについて検討されている。
- ・ 2001 年 11 月に成立した特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法) の趣旨を踏まえ、プロバイダや権利者団体による自主的な取組によってガイドラインが定められており、ガイドラインに沿って

所定の要件を満たした削除申請をすれば、自動的に削除する運用がなされてきた。特に、あらかじめ「信頼性確認団体」に認定された団体からの削除申請については、プロバイダが形式的にチェックするだけで削除すること可能にしている。この結果、法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、大手のインターネットオークションにおいては模倣品・海賊版の迅速な削除が実現できている。

- ・ 2005 年 7 月、オークション事業者大手 3 社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定され、これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われてきた。同年以降、権利者からの削除要請件数も大きく減っているほか、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率についても以前相当程度だったものが、わずか 1 % 程度に減少する等大きな成果を上げてきている【図表 6 0】。
- ・ 2005 年 12 月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われてきた。このような権利者とオークション事業者が協力して行う取組は世界的にもあまり例がなく、大きな成果を上げている。同協議会による取組に係る効果検証（2001 年）によると、オークションサイトにおける商標権侵害品・著作権侵害品の出品率が初めて示され、「分かりやすい知的財産権侵害品」については 1 % 程度、「分かりにくい知的財産権侵害品」についてはゼロ近傍と極めて低い数値であることが判明した。しかしながら、このような取組に参加していない一部の悪質なオークション事業者が模倣品・海賊版の氾濫の温床となっていることや、出品の巧妙化により対応が困難なケースが増加しているなどの問題が生じている。

（動画共有サイト等やファイル共有ソフトにおける海賊版対策）

- ・ 一部の動画共有サイト運営者等のプロバイダにおいては、コンテンツを自動的に照合・識別し、著作権者が指定したコンテンツは削除する等、フィルタリングなどの技術的手段を用いた海賊版対策を講じているほか、自主的にサイトを監視するなど自主的な取組を実施している。これらの自主的な取組により、状況は多少改善されつつあるが、すべての動画共有サイトでこのような取組が行われているわけではなく、また対策のレベルも異なっている。今後は、これらの自主的な取組を促進するとともに、フィルタリングソフト等の技術開発を促進することなどが必要がある。
- ・ インターネットオークションにおける対策と同様に、プロバイダ責任制限法のガイドラインに基づいた民間の自主的な取組、特に「信頼性確認団体」の仕組みによって、一部の動画共有サイトにおいては海賊版の迅速な削除が実現できている。しかしながら、削除してもすぐに再び同じ海賊版がアップロードされるケースが多く、抜本的な解決には至っていない。今後は、これまでの自主的な取組を発展させるとともに、動画共有サイト運営者等特定のプロバイダに対し、合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害

防止措置の導入を義務付けるなど、プロバイダの責任の在り方について見直しを検討することが必要である。

- ・ ファイル共有ソフトにおける海賊版対策として、2008 年 5 月、著作権団体、プロバイダ及び関係省庁によって「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立された。現在、W i n n y 等のファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなどの対策が検討されており、このような取組を促進する必要がある。
- ・ 現行の著作権法では、動画共有サイトやファイル共有ソフトによって違法にアップロードされた海賊版を個人が私的に楽しむことを目的としてパソコン等にダウンロードする行為は私的使用目的の複製に係る権利制限の対象として適法となっており、このことが海賊版の氾濫の要因の一つとなっていると考えられる。現在、文化庁文化審議会において、違法にアップロードされた音楽や映像のダウンロード行為を権利制限の対象から外す方向で、私的使用目的の複製に係る権利制限の範囲の見直しが検討されている。しかしながら、ゲーム等の海賊版の流通実態を踏まえると、音楽や映像以外のダウンロード行為についても、同様に見直しについて検討することが必要である。

(外国政府等に対する働き掛け)

- ・ 海外のオークションサイトや通信販売サイトにおける模倣品・海賊版や海外の動画共有サイトにおけるアニメやテレビ番組など海賊版の氾濫によって、日本の産業に大きな被害が生じていると見られる。しかし、国によって法制度等が異なることなどから、民間事業者だけによる自主的な取組だけでは対応が難しい。
- ・ 現在、インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッションを通じて、制度面・運用面での改善を要請している。具体的には、中国に対して、インターネットを使用した著作権侵害品の違法アップロードに関する対策の推進として、日本の権利者団体を信頼性確認団体として認定することによって、権利証明の手続の簡略化を図ることを要請している。
- ・ 今後は、侵害発生国に対し、事業者や消費者に対する啓発活動の実施や、サイト運営者等のプロバイダに対するフィルタリング等の技術的手段の導入の促進など、必要な措置を要請していく必要がある。

(ACTA)

- ・ 現在、日本、アメリカ、EU等の関係国・地域との間で「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA、仮称)」の協議が行われている。その内容は、法的規律の形成、法執行の強化及び、国際協力の推進が主要な事項となっており、今後、インターネット上の海賊版対策を含めた知的財産権侵害への対処の在り方について議論が行われる予定である。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

インターネット上の模倣品・海賊版による被害を大幅に減少させる。

評価指標：模倣被害実態調査等に基づく調査結果

評価指標：インターネットを利用した知的財産権侵害事犯の検挙事件数

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ インターネット上の模倣品・海賊版の取締りの強化

模倣品・海賊版等のサイバー犯罪に対し、情報収集・分析機能の強化、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、権利者等との連携強化等によって、その取締りを強化する。

○ 外国政府に対する働き掛けの強化

インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッション等を通じて、取締りの強化、啓発活動の実施や日本の権利者による権利執行手続の緩和等について、制度面・運用面での改善を要請する。

○ プロバイダの責任の在り方の見直し

インターネット上の海賊版による侵害を防止するため、プロバイダによる自主的な取組を発展させるとともに、プロバイダの責任の在り方について、プロバイダ責任制限法や著作権法等の制度上の見直しを検討する。

○ ファイル共有ソフトにおける海賊版対策の支援

ファイル共有ソフトを用いて海賊版を送信する者に対し、警告メールを送付するなどプロバイダと権利者団体が連携した取組を支援する。

○ 私的複製の許容範囲の見直し

違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲を見直す。

○ フィルタリングソフト等の技術開発や活用の促進

インターネット上の模倣品・海賊版を円滑に削除ができるよう、それらを迅速かつ効率的に検出するフィルタリングソフト等の技術開発を促進する。

○ インターネット上の模倣品・海賊版に関する調査の実施

インターネット上における模倣品・海賊版について、官民連携して、実態調査を行い、その分析を行う。